

県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する財政措置について、関係道府県と指定都市が合意に至りましたので、ご報告いたします。

1 経緯

平成 25 年 3 月に「義務付け・枠付けの第 4 次見直し」が閣議決定され、県費負担教職員の給与等の負担を指定都市へ移譲する方針となりました。

また、6 月の地方制度調査会の答申では、財政措置のあり方については、指定都市側と関係道府県側の合意形成が必要とされました。

これらを受け、10 月から 11 月にかけて指定都市と関係道府県で協議を重ねた結果、財政措置のあり方に関して、次の内容にて合意に至りました。

2 合意内容（裏面のとおり）

＜指定都市・関係道府県 合意＞

○税目：個人住民税所得割 ○税率：2% ○移譲時期：平成 29 年度を目途
○財政措置として、財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提

- ・税目… 税収規模、安定性などから個人住民税所得割とする
- ・税率… 地方全体の一般財源に占める地方税等の比率（約 6 割）とほぼ同じ措置率となる規模

3 本市への影響（数値は県の試算による 24 年度決算値）

本市に移譲される給与費等は、事業費で約 1,451 億円と見込まれますので、そのうち国庫負担金約 332 億円を除くと、一般財源の所要額は約 1,119 億円となることが見込まれます。

これに対し、上記の税源移譲が実現すれば、約 929 億円の税収増となり、所要額のうち、約 83% 程度を税によって賄うことができます。

また、地方交付税等の必要な財政措置については、国との調整を進めていきます。

◆参考 1 地方全体の一般財源構成比（23 年度決算ベース）



◆参考 2 税源移譲による措置率（県が試算した 24 年度決算ベース）

(単位: 億円)

指定都市	想定される 一般財源所要額	税源移譲額 (所得割2%)	措置率
横浜市	1,119	929	83.0%
指定都市20市の合計	8,754	5,270	60.2%

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。